

（昭二三・六・二二）

新給与に関する政府職員組合との交渉における政府側委員

- 一、内閣官房次長 有田喜一  
二、經濟安定本部官房次長 森永貞一郎  
三、謹慎安定期物價局長 本口孟  
四、大藏省官房長 河野一之  
五、大藏省給与局長 今井一男  
六、労働省労統計調査局長 金子美雄  
七、運輸省鉄道監局職員局長 牛島辰弥  
八、逓信省労務局長 浦島義久衛  
九、文部省學校教育局次長 刈水亨弘

以上

大藏省令第

號

文官俸給支給定日の特例に関する省令を次のように定める。

年 月 日

大藏大臣 北村徳太郎

文官俸給支給定日の特例に関する省令昭和二十三年大藏省令第四百八十二号  
第二項の規定による昭和二十三年六月分の俸給の残額は同項の規定にかか  
からず、同項に定めている支給定日を三日繰内縫び上げることがイまる。

附 則

この省令は公布の日から二月を施行する。